# 学 生 生 活 の 手 引 き

令和５年度（２０２３年度）用

学校法人 有坂中央学園　専門学校

中央農業大学校

The Spirit of the Foundation

# 建学精神

農と食を融合した

「新たなアグリ産業」を創造し開拓する

The Purpose of the Education

# 教育目標

自らを高め

広い視野で物事をとらえ

創造的で実践力を備えた

ビジネス界で幅広く活躍する人材を育てる

# マーク・デザインコンセプト

●親鳥は雛鳥の卵が孵化寸前になると、その事を本能で知覚し、くちばしで卵の表面に小さな穴を開け、雛鳥の誕生を手伝います。これを啐啄（そったく）といい、禅道において弟子が悟りを開く寸前に、師匠が悟りに導くため手助けすること、師と弟子の機運が熟することを意味しており、これがマークの基本コンセプトになっています。

●狙った魚を素早い動きで確実に捕るエネルギッシュで若々しいイメージをもった、カワセミをモチーフに、この“カワセミ（若者）が殻を破って誕生するのを手助けする”というストーリーをデザイン化しました。ビジネス社会という大空へはばたく若者を「教育」という大きな愛でサポートする、といったスクールイメージを表したマークです。

●カワセミの家系図は“ブッポウソウ目カワセミ科”。宝石のような美しさから“翡翠（ひすい）の鳥”と呼ばれたこともあり、貴族の国イギリスでは、狙った獲物は決して逃がさない、百発百中“百鳥の王”の一族として“Ｋｉｎｇ　ｆｉｓｈｅｒ”と呼ばれています。

令和５年度　学生生活の手引き

目　　次

第１章　学生生活の心得
１．学生生活の心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
２．通　　学・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
３．出　欠　席・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
４．クラス運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
５．諸届・諸証明・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
６．設備利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
７．諸　連　絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
８．クラブ・サークル活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
９．同　好　会・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
１０．アルバイト・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第２章　履修要項
１．授　　業・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
２．成績評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
３．成　　績・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
４．大学・大学院編入・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
５．行　　事・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第３章　進級・卒業に関する基準
１．出欠席基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
２．休学・退学・除籍・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
３．進級・卒業・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
４．卒業資格基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第４章　学園生活を安全・快適に送るために
１．生活安全センターの設置・・・・・・・・・・・・・・・・23
２．生活安全センターからの注意事項・・・・・・・・・・・・23

第５章　表　　彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

第６章　各種証明書発行手続等
１．学　　生　　証・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
２．各 種 届 書 一 覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
３．諸 証 明 の 発 行・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
４．通学定期券等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

資　　料
通　　学　　規　　定

# 第１章　学生生活の心得

# １．学生生活の心得

（１）本学生がめざすもの

**失敗から学ぶ心と方法を知る**
一生の間を通じて、仕事を学ぶ『心』と『方法』が分かる人間

**スペシャリストとして不可欠な知識と技能を身に付ける**
未来を担う人材として必要な実務知識と能力要件を備え、
それを資格で証明できる人間

**豊かな人間性を兼ね備える**
生き生きと職場で活躍し育っていくために必要な人間性を
兼ね備えた人間

本校では、所定の年限の課程を通じて、高度な知識と技術を修得し、社会に貢献できる豊かな人間性を身につけることを最大の目標としている。

社会は、単に言われた通りに仕事が出来る人間ではなく、与えられた環境の中で何を為すべきかを考え、その実現の為に自らの意思で行動できる明るく積極的な人間を求めている。このことは、人から教えてもらうのではなくて、さまざまな体験を通じて事実をつかむ眼、本質を見抜く力を養い、そして、そこで生ずる問題を自分の問題としてとらえる力を身につけることにより学べるものである。実社会で最も必要としている問題解決能力とは、まさにそのことの実践でもある。本校のモットーである『やって・見て・考える』もまさにこのことを、表現したものといえる。

『体験から学ぶ』ことの大切さを理解し、『自ら学び、自ら行動する』（＝本校ではそのことをボランタリー活動という）ことをめざし学生生活が有意義に送れるよう心がけてもらいたい。

特に、学習活動のみならず学校内外の諸活動、仕事（アルバイト）経験など、幅広い『体験』から『学ぶ』ことによって、一人ひとりのアイデンティティを高めていくことを本校の真の狙いとしている。

そして、その学んだことを学生時代の総決算として『パーソナルアイデンティティ型履歴書』（本校独自の履歴書様式）に記載し、就職活動などにおいて自信をもって自己表現できるようにしていこう。

（２）学園生活について　　―　豊かな人間性を築くために　―

**（挨　　拶）　明るく元気よく、礼儀正しく**

①挨拶は人間関係の始まりである。自ら挨拶をしよう。

②教務室等の入室については、次のことに注意しよう。

入室時には「失礼します」、退室時には「失礼しました」を忘れずに。

③授業開始時は号令（起立・注目・礼・着席）と共に挨拶をしよう。

④来校者への挨拶をしよう。

**（受 講 等）　真剣に聴く**

①時間厳守に心掛け、授業時間までに教室に入ること。

②授業中に入退室するときは、教師の許可を受けること。

③他人の迷惑になることは慎むこと。

④授業中は、机上に飲食物など授業に必要ないものを置かない。また、携帯電話のスイッチは切るかマナーモードにすること。

**（喫　　煙）　登校から下校までの間、喫煙（電子タバコ含む）は禁止**

①成人であっても、学校敷地内（駐車場含む）における喫煙は禁止する。

②学校の敷地周辺においても、喫煙は禁止する。

③違反者については、厳重に処罰する。

**（美　　化）　勉強に相応しい環境を作る**

①常に整理整頓に心掛け、環境美化に努めること。

②学校施設内はもちろん、近隣の人の迷惑になるので、付近にゴミを捨てないこと。

③空き缶・ゴミなどの放置を見かけたら、積極的に片付けること。

④各教室はクラスごとの分担場所をクラスの責任で掃除すること。

⑤ゴミは表示に従い必ず分別すること。

⑥教室の窓から物を捨てないこと。

⑦地域の美化に努めること。

**（節　　電）　節電に協力しよう**

**（危機管理）　交通事故をはじめ校舎内外にて事故に遭わないよう注意する**

**（そ の 他）**

共有スペースにて他の人の迷惑にならないよう心掛ける。

## ２．通　　学

（１）　本校への通学は、原則的に公共交通機関か徒歩または自転車によるものとする。ただし、次の場合のみ、車両（自動二輪及び原付を含む）通学を許可する。従って、許可を受けない車両通学は認められないので注意すること。詳細は通学規程による。

①許可基準

ａ．交通機関の便が悪く、通学に不便な者。

但し、自動車通学に切り替えても、長時間かかり、かえって危険になるおそれのある者は最寄りの駅までの許可とする。

ｂ．その他、自動車通学を必要とする特別な理由が認められる場合。

②問合せ・申請

学生課窓口にて行う。

③違法駐車

校内及び校外における違法駐車については厳重に処罰する。

## ３．出　欠　席

（１）本学園では、人間教育の立場から、とくに出欠席に重きを置いている。欠席・遅刻・早退のないよう最大限努力しなければならない。

（２）欠席・遅刻・早退等の場合、原則として事前、やむを得ない場合は事後に届書を担任まで必ず提出すること。

（３）公欠については第３章の公欠基準による。

## ４．クラス 運 営

（１）クラスごとに（委員長１名、副委員長１名以上）を必ず選出し、クラス委員を中心により良い学校運営、クラスの円滑な運営のために協力すること。

（２）各学生は教師及びクラス委員と協議の上、日々の学生生活においてクラス全体の向上のために、お互いに協力しあうこと。

## ５．諸 届・諸 証 明

（１）本校においては、下記に掲げる届書・願い書を提出することが義務付けられている。届け出なければならない時、及び届け出方法に関しては別掲されているので、ここではその項目を掲げておく。

（第６章、各種証明書発行手続等）

ａ．授業に関する届書

・欠席届

・欠課届

・公欠届

・遅刻届

・早退届

ｂ．就職活動に関する届書

・内定届

・承諾届

・就職活動申請・報告書

・就職試験受験申請・報告書

ｃ．休退学に関する願い書

・休学願

・復学願

・退学願

ｄ．その他の届書

・身上異動届

・学費延（分）納願

・事故報告書

・出席停止に関わる証明書

・学生証再発行願

（２）各種証明書

以下の証明書の申し込み・手数料並びに交付については、別掲とする。

（第６章、各種証明書発行手続等）

・学生証（身分証明証）
・在学証明書
・卒業証明書
・卒業見込証明書
・成績証明書
・運賃割引証（学割）
・通学証明証
・健康診断書

## ６．設 備 利 用

（１）学校所有のノートパソコンの時間外利用希望者は担当教師または担任に申し出て許可を得ること。
（２）医務室の利用希望者は担任の許可を得ること。
（３）学校設備・機器利用希望者は担任の許可を得ること。
（４）学校施設・機器・備品等において紛失および破損した場合は、各自実費負担となることがあるので注意して利用すること。

## ７．諸　連　絡

（１）諸連絡はホームルームにおいて担任によって行われる。
（２）学生用掲示板およびクラスの掲示物については毎日見るようにする。見落とすと卒業・進級に関わる場合もあるので注意すること。

## ８．ク ラ ブ ・サークル活動

（1）ボ ラ ン テ ィ ア 部　　各種ボランティア活動・イベント活動
（2）メロン水耕栽培プロジェクト　　メロン水耕栽培をサークル活動で実践

上記の既存クラブ･サークルへの入部希望者は顧問教師及び担任に申し出ること。その他、新規にクラブ・サークル活動を発足させたい場合は担任に申し出ること。

## ９．同　好　会

新規に同好会を発足させたい場合は担任に申し出ること。

## １０．ア ル バ イ ト

アルバイトの目的と目標を職業教育における『仕事体験』の一貫として、何を学び、何を得るか、『しっかりした位置付け』をして行うことが重要である。

また、アルバイトを行うに当たっては学業に支障が出ないように、十分自分で管理し行うこと。特に放課後の補習や学校行事等を、アルバイトを理由に欠席してはならない。なお、アルバイトを行う場合には、事前に担任へ報告すること。

# 第２章　　履 修 要 項

# １．授　　業

（１）学期

各学年、前後期制とし、成績評価は学期ごとに行う。

同一科目で、基礎・応用のように継続する科目に関しては基礎の内容を理解していないと、応用の内容についていけなくなるので、基礎科目については、特に確実に学んでほしい。

（２）授業時間

基本校時表

ホームルーム…　９時１０分～　９時２０分
１　時　限…　９時２０分～１０時５０分
２　時　限…１１時００分～１２時３０分
３　時　限…１３時２０分～１４時５０分
４　時　限…１５時００分～１６時３０分
ホームルーム…１６時３０分～１６時４０分
清　　掃…１６時４０分～１６時５０分

（注）試験前の特別期間等においては曜日・時間等を変更する場合もある。
（注）実習においては作業に応じて授業時間を変更する場合もある。

（３）授業の出席について

所定の時間割にしたがって行われる授業には必ず定刻に出席し、学習に努めなければならない。

止むを得ない事情で欠席する場合は、必ず事前に当該科目毎に担当講師に届け出ること。

なお、遅刻・早退はあわせて３回で欠席１回に換算する。30 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、正当な理由がない限り教室に入室させない。また、授業中無断で退室した場合も欠席とする。

## ２．成績評価

授業科目の評価は、原則として定期試験を行い、合格したときに初めて認定される。試験の方法は、筆記試験・レポート等によるが、実技・出席等の平常の成績及び学習態度や検定試験の結果などを加味または試験成績にかえることがある。

## ３．成　　績

（１）　各科目の評定は上位よりＳ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの５段階とする。なお、Ｄ評定は不合格とする。

（２）　評定については次の諸項目を総合的に判断して行う。

①成績評定試験得点（40点に満たない場合は、当該科目をＤ評定とする）
②出席率（出席率が70%に満たない場合は、当該科目をＤ評定とする）
③各教科独自で行う試験・小テスト
④実習のある科目についてはその能力
⑤授業態度
⑥その他

（３）　科目評定がＤの者に対しては、追試験等（有料）を行い合格が認められればＣ評定とする。

（４）　評定平均の求め方

①科目評定を以下に換算（以後、評定換算値という）

Ｓ・・・４　　Ｂ・・・２
Ａ・・・３　　Ｃ・・・１　　Ｄ・・・０

②評定平均の計算式

評定平均＝　科目ごとの評定換算値の合計／科目数

## ４．大学・大学院編入

１９９８年６月の学校教育法により、①修業年限２年以上②卒業までに受けた総授業時間数が１７００時間以上の文部科学省認定専修学校（本校該当）卒業生には、大学３年次編入の門戸が広く開かれることとなった。また、平成１７年９月の学校教育法により、①修業年限４年以上②卒業までに受けた総授業時間数が３４００時間以上の文部科学省認定専修学校（本校該当）卒業生には、大学院入学の門戸も広く開かれることとなった。そこで、本校では学生の進路選択の幅を拡げるという見地から、積極的に大学３年次編入・大学院入学を推進すべく、希望者を支援する体制をとっている。希望者は、担任に申し出ること。

## ５．行　　事

（１）研修旅行（１年次　２日間程度）

研修旅行を通じて、日常生活から離れた環境の中でどう行動すればよいかを楽しみながら学んでもらうことを目的として実施している。テーマを決めてグループ活動をしたり、普段交流のない他クラスの学生と親睦がはかれるなど学生生活の大きなイベントの１つとなっている。

（２）CSCP（CHUO SDGs Challenge Project）

この活動は、本学園独自カリキュラムで取り組む SDGs 達成に向けた活動である。「一人ひとりが意識や視点を変え、様々なことに関心を持ち、自分が起点となって行動を変える、自分の行動が世界に影響を与える」をコンセプトに、本学園全体で様々な社会貢献活動を展開していく。CSCP を通じて、「体験から学ぶ」ことの大切さを理解し、「自ら学び、自ら行動する」ことにより、本学園のモットーである「やって・見て・考える」を体現していく。

（３）研究活動（フィールドワーク・卒業研究）

この活動は、学生が自主的にテーマを設定し、校内に限定されることなしに、自由に研究活動を行い、その成果を発表しあうものである。チームワークの大切さ、テーマ設定から発表までの一連の活動は社会で大いに評価されている分野である。

（４）収穫感謝祭（学園祭）

学生生活での最大のイベントである。農産物・加工品販売や模擬店の出店により、経営についての疑似体験をする他、日頃の教育の成果を展示・発表する場でもある。また、学生実行委員を中心にイベントの企画・運営も学習してもらいたい。

（５）スポーツフェスティバル

日頃の勉強から離れ、スポーツを楽しむと同時にクラス間の交流も大切に親睦を図ってもらいたい。

# 第３章　進級・卒業に関する基準

# １．出 欠 席 基 準

（１）欠席

①欠席しなければならない者は、欠席前日までに、「欠席届」を提出する。

②やむを得ない場合、朝９時までに学校に連絡する。後日「欠席届」を担任に提出しなければならない。

③②の場合で、欠席２日以上に及ぶ場合は、その日ごとに必ず連絡をしなければならない。

④連続して欠席した場合は、その理由を保護者に確認することがある。

⑤連絡の無い場合は無断欠席となる。

（２）遅刻・早退

①各教科が始まる時間までに入室しなかった者を遅刻とする。

②授業終了以前に下校した者を早退とする。

③遅刻、早退をする場合は、前日までに「遅刻・早退届」を担任に提出しなければならない。

④やむをえない場合、遅刻は当日朝９時までに連絡し、早退は担任に申し出ること。後日「遅刻・早退届」を担任に提出しなければならない。

（３）無断欠席

連絡をせずに欠席・遅刻・早退をしてはならない。そのようなことが生じた場合には、指導を行い、改善が認められない場合、退学を含めた処分を科する場合がある。

（４）公欠基準

届出のある、次のような場合は公欠とし、欠課数・欠席数に数えない。

①親族の不幸（忌引）

ａ．父母・兄弟姉妹：５日以内（特別な事情があれば考慮）

ｂ．ａ以外の親族：３日以内（特別な事情があれば考慮）

②就職活動（説明会、試験、面接）・就職先での研修（早期出社等）

③企業実習（学校指定）

④公共交通機関の停止もしくは遅延により、登校不可能の場合

⑤居住地の天災

⑥法定伝染病による隔離を受けた場合
⑦インフルエンザ等、医師の診断による学校指定の出席停止に関わる証明書もしくは診断書を提出した場合
⑧新型コロナウイルスの対応については本校のガイドラインに準ずる
⑨その他学校が認めたもの

（５）換算欠席
遅刻・早退は３回で欠席１日分と換算し、年間欠席日数に加算する。

## ２．休学・退学・除籍

（１）退学・除籍処分は学校長がこれを認定する。

（２）次に該当する者に対しては、退学等の処分をすることがある。
①性行不良で改善の見込みがないと認められる者
②学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
③正当な理由がなくて、出席が常でない者
④教職員の指示に反したり、学校の秩序を乱した者
⑤交通事故・違反などにおいて著しく過失のある者等法律に違反した者
⑥学費の納入を怠り、催促を受けてもなお納入しない者
⑦以上のほか本校の学生として不適格と判断された者

（３）休学・退学に関しては、本校所定の手続きをとること。
（第６章　２．各種届書一覧を参照）

## ３．進 級 ・ 卒 業

（１） 進級・卒業は学校長がこれを認定する。

（２）進級基準
次の基準を満たした者について進級を認定する。
①年間換算欠席日数が２１日未満の者
②全科目評定が認定された者
（注）出席率が７０％に満たない場合、不認定（評定Ｄ）とする。

（３）卒業基準

次の基準を満たした者について卒業を認定する。

①年間換算欠席日数が２１日未満の者（遅刻・早退換算含む）

②卒業基準の検定試験に合格した者（４.学科別卒業資格基準を参照）

③全科目評定が認定された者

（注）出席率が７０％に満たない場合、不認定（評定Ｄ）とする。

（４）卒業及び高度専門士、専門士

所定の課程を修了したと認められる者には、卒業証書を授与する。

規定の２年制専門課程を修了した者には、専門士の称号を授与する。

４年制専門課程を修了した者には、高度専門士の称号を授与する。

## ４．卒業資格基準

| 分　野 | 卒業資格基準 |
|---|---|
| 農業基礎<br>農業会計 | 日本農業技術検定２・３級<br>簿記検定３級<br>※上記資格のうちいずれか１資格を取得する |
| 農業基礎<br><br><br><br>応用化学<br><br>情報技術<br><br>経済学<br>ビジネス教養<br>販売・経営管理<br>食農概論<br><br><br><br>有機農法 | フォークリフト運転技能講習<br>大型特殊自動車(農耕車限定)<br>刈払機取扱い作業<br>危険物取扱者<br>毒物劇物取扱者<br>ＩＴパスポート試験<br>情報セキュリティマネジメント試験<br>経済記事の読み方検定３級<br>社会人常識マナー検定２・３級<br>ﾘﾃｰﾙﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ検定２・３級<br>食の検定・食農３級<br>食品衛生責任者<br>フードコーディネーター３級<br>和食アドバイザー検定３級<br>有機農産物ＪＡＳ講習<br><br>※上記資格及びこれに準ずる卒業基準のうち<br>いずれか３資格（４年制は６資格）を取得する |

# 第４章　学園生活を安全･快適に送るために

## １．生活安全センターの設置

当校では、学生ならびに学校周辺の安全を確保するため、「生活安全センター」を設置している。専属のセンター職員が、学園内および学園周辺を巡回するなどして日頃から学園の安全対策を実施し、また、生活上のさまざまなトラブルの相談やアドバイスも行なっている。

## ２．生活安全センターからの注意事項

（１）交通事故に遭わないように注意しましょう。

交通事故は、朝夕のラッシュ時間帯に多発しています。ゆとりをもって登校しましょう。特に、マイカー通学者はできる限り早めに家を出て心に余裕のある運転を心掛けましょう。

①速度の出し過ぎ、よそ見・うっかり運転はやめましょう。

②運転者、同乗者も必ずシートベルトを着用しましょう。

③歩行者・自転車も見通しの悪い交差点や道路横断時は、必ず一旦止まって左右の安全確認をしましょう。

④歩きながら、自転車に乗りながらスマートフォン等の「ながら操作」は絶対にやめましょう。

＊２０２１年４月１日施行「群馬県交通安全条例」改正により、自転車利用者については保険加入を義務化、加えてヘルメットの着用を努力義務化しています。

（２）車の盗難や車上狙いの被害に遭わないように注意しましょう。

ここ数年来、県内で自動車やバイク盗難及び車上ねらい等の被害が多発している。ほんのちょっとした注意で被害は防げます。

①車から離れる時は必ずキーロックしましょう。

②車内にバックなどを放置しないようにしましょう。特に、バックを外から見える様な状態で置くことは絶対にやめましょう。

（犯人に「私のバックを盗って下さい」と言っているのと同じことです。）

（３）痴漢・ストーカー行為などに遭わないように注意しましょう。

人目につきにくい駐車場・空き地・通学路では、露出犯などのチカンが出没したり、見知らぬ人から声をかけられたり、付きまとわれたりのストーカー行為が起きやすい危険ゾーンです。

①平素から周囲に対する警戒心を高め、不審者に気をつけましょう。

②登下校は、なるべく複数でかつ明るい人通りの多い道を選びましょう。

③夜間で危険が予想される時は「防犯ベル」をすぐ使える状態で携行しましょう。

④服装にも十分注意しましょう。

（４）スマートフォン等でのトラブルに巻込まれないように注意しましょう。

スマートフォン等は、非常に便利な道具です。ですが、使い方を誤ると日常生活に支障が出たり、友人関係とのトラブルや犯罪に巻き込まれたりする危険性がありますので十分な注意が必要です。

①ＳＮＳ等で他人の悪口を書いたりするのはやめましょう。

②「出会い系サイト」にアクセスをしないようにしましょう。

「見ない」「書き込まない」「絶対にあわない」

③身に覚えのない料金請求のメール・郵便物等は、相手方に連絡せず「無視」しましょう。連絡することによって犯人のワナにはまります。

「連絡はちょっと待て　確認・相談忘れずに」

④「デート商法」「アポイメント商法」「マルチ商法」など甘い誘いに安易に乗らないようにしましょう。

「うまい話に落とし穴あり」

（５）覚せい剤・大麻・合成麻薬・危険ドラッグ等には、絶対手を出さない。

ここ数年来、全国的に一部の若者の間に覚せい剤・大麻・合成麻薬・危険ドラッグなどが乱用され、大きな社会問題になっています。一度使うとやめられなくなり、心や身体が破壊され、場合によっては死亡することもあります。

①「みんながやっている」「一度ぐらいなら」「痩せられる」などと友達等から誘われても、キッパリと断りましょう。

「一度だけが身の破滅、薬物はダメ、絶対ダメ。」

# 第５章　表　　彰

# 表　彰

（１）卒業時表彰

卒業時において、人物や成績、出席状況などにおいて他の学生の模範と認められる学生の表彰を行う。

| 名　　称 | 対　　象　　者 |
|---|---|
| 優　　績　　賞 | 最優秀者（各クラス１名程度） |
| 前　橋　市　長　賞 | 前橋市長より成績優秀な者に与えられる（１名） |
| 群馬県専修学校各種学校連合会賞 | 各種検定試験優秀合格者（選考） |
| 職業教育･ｷｬﾘｱ教育財団賞 | |
| 全国専門学校体育連盟スポーツ賞 | 在学中においてスポーツ活動の範たる者（該当者全員） |
| 特　別　功　労　賞 | 学校行事運営において積極的な学生の範たる者（選考） |
| プ ラ チ ナ 皆 勤 賞 | 入学時から卒業まで皆勤の者（4 年制該当者全員） |
| ゴ ー ル ド 皆 勤 賞 | 入学時から卒業まで皆勤の者（2 年制該当者全員） |
| シ ル バ ー 精 勤 賞 | 入学時から卒業まで欠席１０日以内の者（4 年制該当者全員）<br>入学時から卒業まで欠席５日以内の者（2 年制該当者全員） |

# 第６章　各種証明書発行手続等

## １．学　生　証

本校では、本校の学生であることを証するため、入学と同時に学生証（身分証明証）を発行する。学生は常に携帯し、求めがあったときは提示しなければならない。（検定受験時等）

なお、本学生証は、通学定期券並びに学生用割引乗車券の購入に際しても必要になるので、紛失しないよう注意すること。

紛失した場合は学生証紛失届並びに再発行願、記載事項に変更が生じた場合は、身上異動届をただちに提出すること。

また、退学等によって学籍を失った際は、必ず学校に返還しなければならない。

有効期間は、１年間とする。

## ２．各種届書一覧

| 種　　類 | 内　　容 |
|---|---|
| 授業に関する届書 | やむを得ない理由により欠席・欠課・公欠・遅刻・早退する場合は、届書を提出し、担任の了解を求めること。 |
| 休学願・復学願 | 休学する際は休学願、復学する際は復学願を提出すること。 |
| 退　学　願 | やむを得ず退学する場合提出すること。 |
| 身上異動届 | 住所・電話番号・保護者・保証人等が変わった場合提出すること。 |
| 学費延（分）納願 | 家庭の事情等、やむを得ない事情で学費の一括納入ができない場合提出すること。 |
| 事故報告書 | 交通事故の当事者となった場合提出すること。 |

＊詳細については、担任に確認すること。

## ３．諸証明の発行

在学証明書・卒業証明書・卒業見込証明書・成績証明書・健康診断書等については、下記の手順により発行する。

①就職指導部窓口で、各種証明書発行申込書を受取り、必要事項を記入する。

②担任のチェックを受ける。

③就職指導部窓口で、学生証を提示し料金を添えて申込書を提出する。

④発行は申請してから２日後、就職指導部窓口にて受け取る。

## ４．通学定期券等の購入

（１）通学定期券の購入

入学時に一括購入する場合を除き、最寄りの駅で学生証を提示し各自購入すること。

（２）学生運賃割引書

職員室窓口で、運賃割引書に必要事項を記入し申し込むこと。

# 資　　料

# 通　学　規　程

学校法人　有　坂　中　央　学　園

本校学生の通学について、下記のとおり定めるものとする。

## 第１章　総　則

第１条（目　的）　本規程は、学生の適正かつ安全な通学を確保するために定めるものである。

第２条（通学原則）　本校への通学は、原則的に公共交通機関か徒歩、または自転車によるものとする。

## 第２章　通学方法

第３条（届　出）　学生は本校への通学方法を通学調査票で、年度当初に届け出るものとする。

第４条（変　更　届）　年度当初に届け出た通学方法等に変更が生じた場合は、速やかに担任宛てに届け出るものとする。尚、通学時に生じた交通事故の学生保険への適用は、本届け出によるものとする。

## 第３章　交通安全の確保

第５条（安全教育）　本校は学生の交通安全を確保するため、毎年定期的に交通安全教育を実施する。

第６条（安全義務）　学生は常に交通法規を遵守し、自ら交通安全を確保する義務を負う。

第７条（事故の処置）　万一不慮の事故に遭遇した場合は、警察署、消防署、保険会社、家庭等に連絡すると共に、担任宛てに必ず連絡し、事後の処置について指示を仰ぐ

ものとする。

第８条（事故の報告）　事故にあった場合は前条の処置をした後、速やかに担任宛てに所定の事故報告書を提出しなければならない。

## 第４章　自動車通学

第９条（許　　可）　本校への通学に当り、自動車及びバイク通学（以下「自動車通学」という）によらなければ勉学に支障の出る者は、本規定の範囲内で自動車通学を認める。但し、自動車通学では交通事故の可能性や駐車場の制限等があるため、許可は最少限度に止める。

第10条（許可基準）　自動車通学の許可基準は次のとおりとし、これらの基準を充たさない者の自動車通学は、一切認めない。尚、使用する車両は改造車であってはならない。

（１）交通機関の便が悪く、通学に不便な者。但し、自動車通学に切り替えても、長距離および長時間かかり、かえって危険になるおそれのある者は最寄りの駅までの許可とする。（本条第２項も同じ）

（２）その他、自動車通学を必要とする特別な理由が認められる場合。

第11条（許　可　数）　許可数は、本校駐車場の許可可能の範囲内であって、年度の当初に定めるものとする。

第12条（申請方法）　許可の申請は下記の方法による。

（１）申請受付は学生課が担任を通じて通知する。

（２）申請書類の交付は学生課の窓口にて行う。

（３）学生は申請書を担任に提出する。

（４）担任は申請の理由等を把握した上で、クラス分をまとめて副校長に提出する。

第13条（審 査 方 法）　審査に当たっては、学生課が事務局として管理し副校長・学生部長が行う。尚、必要に応じて副校長・学生部長は当該学生を呼び、事情を聴取する。

第14条（許 可 通 知）　学生課は許可した学生を担任に通知する。

第15条（許可証発行）　学生課は許可した学生に対して許可証を発行する。許可された学生は、常に許可証を車両内に所持しなければならない。また、許可車両であることの明示について、本校の指示に従わねばならない。

第16条（駐車場使用）　自動車通学を許可された学生は、本校が指定する場所のみ駐車することができる。尚、駐車にあたっては他の車両に迷惑がかからないように注意するとともに、近隣住民に対しても迷惑をかけないよう注意しなければならない。

第17条（盗　難　等）　駐車場内での事故並びに盗難については、担任および学生課まで速やかに報告し、適切な処置を講じなければならない。また、本件については本校として一切責任を負えないので、十分注意し事故等にあわないようにすること。

第18条（駐 車 代 金）　本校の駐車場を使用するにあたっては、年度当初または使用開始当初に、駐車代金を学生課に納入しなければならない。納入方法は一括前納を原則とする。また、正当な理由のない駐車場の返還については、返金の対象としない。

第19条（納 入 遅 延）　期日になっても駐車代金を支払わない者に対しては、許可を取り消すものとする。

第20条（整 備 参 加）　本校の駐車場を整備する必要のあるときは、本校の求めに応じて整備に参加する義務を負う。尚、正当な事由がないとき、並びに無断で参加しないときは、手不足金として駐車代金の１か月分を別途徴収する。

第21条（許可証返却）　自動車通学の必要がなくなったときは、直ちに許可証を返却しなければならない。

## 第５章　罰　　則

第22条（無許可通学）　無許可で自動車通学した者、更に違法駐車をし、近隣住民に迷惑をかける行為など、本校の学生として相応しくない行為をした場合は、停学あるいは退学に処することもある。尚、ここでの停学期間は進級基準の欠席期間に算定する。（以下同じ）

第23条（許可者違反）　自動車通学被許可者にあっても、本規程の定めに違反し、本校の学生として相応しくない行為をした場合は、停学・退学に処することもある。

付　　則　　本規程は令和　５年　４月　１日より施行する。